

出席の取り扱いについて(追加)

村教委 10月22日付け公文より追加事項がありましたのでお知らせします。

1, 出席停止の基準(レベル2-①)

- ① 児童本人の感染が判明した場合
- ② 児童本人が感染者の濃厚接触者となり、検査を指示された場合
- ③ 児童本人に発熱等の風邪症状が見られる場合(症状がなくなれば登校可能)
- ④ 同居の家族に発熱等の風邪症状が見られる場合(同居の家族に症状がなくなれば登校可能)

※追加：④の同居する家族の症状が新型コロナウイルス感染症ではなく別の疾患によることが判明した場合、児童の登校は可能とする。

2, 出席停止の範囲をわかりやすくまとめた表

	児童本人	保護者や家族		出席	対応	
1	新型コロナウイルスに感染した場合			出席停止	学校へ連絡 指示された期間出席停止	
2	濃厚接触者 (検査を指示された)			出席停止	学校へ連絡 指示された期間出席停止	
3	風邪症状がある (発熱・せきなど)			出席停止	学校へ連絡 良くなれば登校可	
4	体調は良好	風邪症状がある (発熱・せき・鼻水・だるさなど)		出席停止	学校へ連絡 良くなれば登校可 別の疾患と判明した場合登校可	
5	体調は良好	濃厚接触者に指定	風邪症状 なし	結果待ち	出席停止	学校へ連絡 指示された期間出席停止
6			なし	陰性	登校	学校へ連絡 登校可
7			風邪症状 あり	陽性	出席停止	学校へ連絡 指示された期間出席停止
8			あり	陰性	出席停止	学校へ連絡 風邪症状が治まれば登校可
9	体調は良好	保護者から、不安があり登校させたくないとの相談		要相談	学校へ連絡 休む場合は出席停止	
10	体調は良好 (県をまたいでの移動がある)			要相談	学校へ連絡 休む場合は出席停止	

○風邪症状とは⇒発熱(平熱より1℃高い体温を目安)・咳・鼻水・倦怠感(だるさ)など

○濃厚接触者とは⇒保健所より、自宅待機や検査等の指示を受けた者

○出席停止ではなく病欠となるのは、以下の場合です。

*アレルギー性鼻炎、慢性的鼻炎、喘息等の場合

*児童本人または同居家族の病院受診の結果が風邪でない場合

○判断に迷う場合は、学校へお問い合わせください。【56-2405】

裏面もご覧下さい